

座談会：

今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

坂本 修（弁護士）

大木 一訓（労働運動総合研究所代表理事）

坂内 三夫（全国労働組合総連合議長）

司 会（藤吉信博・労働総研事務局次長）

【編集部注】この座談会は参院選前の6月12日におこなわれました。そのため、参院選後の情勢についてそれぞれ補足発言をおこなっていただきました。

司会：米軍とともに海外で戦争をするために憲法9条破壊を軸に憲法を全面的に改悪しようとする日米支配勢力の攻撃は、教育基本法改悪、改憲手続法の成立をはじめ、労働ビッグバンの策動、税制改悪、生活保護法・年金・介護・医療・社会保障・社会福祉の全面的改悪など、労働者・国民の生活と権利に対する全面的な攻撃となっています。こうした攻撃のもとで、貧困と格差問題が深刻となり、国政の中心問題となるなど、かつて経験したことのない状況がうまれています。

安倍政権の中枢を占める「靖国」派の攻撃は、日本侵略戦争の美化、従軍慰安婦問題に対する政府責任の否定、男女平等の否定、天皇中心主義など、第二次世界大戦以後に確立・発展させてきた国際秩序を根本的に破壊し、民主主義諸原則を真っ向から否定するものであり、内外で大きな矛盾に直面しています。

全国で6,000を超える9条の会の発展をはじめ、残業代不払法であるホワイトカラー・エグゼンプション制導入などを含む労働法制改悪反対の共同や多くの全国的な人権裁判の開始など、運動に新しい展望を切り開きはじめており、日

米支配勢力の複合的な全面的攻撃に対する国民諸階層の反撃の好機をつくりだしてきています。間違いなく国民諸階層の憤激が広がり、高まっているように思われます。そうしたなかで、私たちは今回の参議院選挙をむかえています。

座談会では、こうした情勢をも踏まえて、現在の憲法をめぐる情勢の特徴を解明し、日米支配勢力の攻撃を打ち破り、憲法9条を軸にした憲法を全面的に活性化させていく運動と政策の発展方向を縦横に論じていただきたいと思います。

最初に、坂本先生から憲法改悪攻撃の現段階と運動の特徴について、ご報告をお願いします。先生は、1年3ヵ月前に、『憲法 その真実一光をどこにみるのか』を出版され、この3年間で150回以上の学習会の講師活動など、憲法改悪反対の運動に積極的に参加されています。憲法改悪反対の活動を通じて、労働者・国民のこの問題に対する変化をどのように実感されていますか。民衆の側に立つ弁護士として48年間奮闘してこられたわけですが、この運動を発展させる光をどこにみておられますか。

改憲攻撃と改憲反対闘争の現状、打開の展望

坂本 修

私は1932年秋田県の小さな町に生まれ、第二次大戦の敗戦は中学二年生の時に迎えました。その時点では「骨の髄(ずい)」までの軍国主義少年でした。兄の悲惨な戦病死などを経験し、この戦争は何であったのかについては分かってきました。しかし、戦争を放棄して基本的人権を保障した日本国憲法が何であるのかについて、正確に理解するまでに少し時間がかかりました。そうした過程を経て弁護士になりましたが、世に出たときには憲法を守る立場に立って来ました。弁護士になって48年、74歳になります。憲法は私たちの“宝”であり、「今こそ旬(しゅん)」だというつよい実感を持っています。

その憲法の命が本当に危ないとの思いで、3年前「9条の会」の発足記念講演会に出席しました。その会場で「9条の会」の発起人8人の話を聞きました。澤地久枝さんが改憲阻止のためには「9条からは1ミリも引かない決意でがんばる」と発言されたのを聞き、私なりにできるだけのことをしようと思いました。そうは言っても私にやれることは限られていますので、改憲反対の学習会の報告者・話し手というのが、私のやってきた主な活動です。

直近では改憲手続法がきわめて重要な問題だと気づき、去年の5月からは改憲手続法の廃案をめざすための解明、執筆、宣伝に集中してきました。

《3つのポイントに絞っての報告》

司会者から求められた「憲法改悪攻撃と運動の特徴」というテーマは、大きすぎて、私の力にあまりませんが、とりあえず改憲状況をどう見ているのかについて、3つのポイントに絞って述べます。第1は、支配勢力の策動が何処まで

到達しており、いま彼らが何をしようとしているのかについてです。第2は、改憲反対派がこの3年間にどこまで反対運動を広め、何処に到達しているのかについてです。第3は、このせめぎ合いのなかで、私が改憲反対運動にどのような“光”と展望をみているのかについてです。

《かつてない危険な段階－2010年改憲を掲げる》

憲法改悪が現実の政治日程で正面にすえられており、2010年に改憲発議をすることが予定され、改憲が今回の参議院選挙での政権政党・自民党の第1の公約に掲げられています。憲法制定直後からのアメリカを根源とする改憲策動、そして、日本の財界と政権政党のこれに相呼応しての策動の長い歴史のなかで、例のない新たな危険な状況が目前にある。たとえば、「濁流は足を洗う」ところまでできていると見なければなりません。憲法改悪反対のたたかいが戦後史のなかでかつてないのびきりな闘争になっているという現局面の特徴をはっきりと認識することが重要です。

《自民党新憲法草案－

「戦争をする国」のための“壊憲”案》

自民党は、「靖国」派といわれる人たちの本音丸出しの改憲案(04年2月、「草案大綱(たたき台)」を少し和らげて、民主党を巻き込むことを展望しながら、この案で突破しようと考えた「新憲法草案」を、05年11月22日、自民党結党50周年大会で確定し、国民にも公表しました。このことは、自民党の改憲策動が新しい階段を上ったことを意味します。

《改憲手続法の正体》

そうした情勢のもとで安倍内閣が成立しました。そして、安倍自公政権は07年5月18日、「国民投票法」とも言われる「改憲手続法」（正式名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」）を、数の暴力できわめて強引に成立させた。このことによって、彼らは、つぎの国会から憲法改正案の実質審議を開始できる条件を手に入れました。

改憲手続法は最初の段階では改憲発議案そのものの討議もできると読めたのですが、公明党などから“そこまで書かないでくれ”言われて、改憲発議案そのものの審議は3年後としました。しかし、自民党は、発議の原案になる大綱とか骨子については、議論することは差し支えないとしています。参議院選挙の結果で民主党がどうであるかという問題はありますが、少なくとも自民党は“やる”と公言しているのです。

いままでの憲法調査会のように改憲案そのものをどうするとか、改憲をした方がいいのかどうかの結論を出すことはできないという仕組みではありません。改憲手続法は、改憲発議を当然のこととしていま述べたような国会審議をし、いうならば発議案の「下ごしらえ」に着手することになることを予定しているのです。この点でも、改憲策動は新たな階段をのぼったことになります。

改憲手続法は、「憲法改正の限界」を越える“壊憲”のための手続法ですから、その立法目的において、すでに、本当は違憲の法律です。ここでは、そのことをさておきますが、汚れた目的実現のために、その内容が不公正で、憲法に反していることについて、簡潔に述べておきます。

第1に「過半数ハードル」引き下げの問題です。同法は最低得票率も定めず、「有効投票の過半数」で成立としています。つまり、得票率50%、白票その他無効票10%とすれば「5人に1人」で改憲成立としている。こんな少数の賛成で改憲が可能になるということ、改憲へのハー

ドルを下限なしにこんなに下げってしまうことは「承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」という憲法96条の本来の趣旨に反しています。

第2に、約530万人といわれる国家公務員、地方公務員、教育者の国民運動参加の自由を規制し、さらに、「政治的行為の制限」規定の適用も検討予定としている。つまり、懲戒処分と刑罰でのダブル規制を計画しているということです。これは、530万人の思想信条の自由、政治活動の自由、主権者としての国民投票を進めていく自由を侵害し奪うもので、これまた違憲です。

第3は、改憲諸党の議員が絶対多数（20人中17人か18人）の広報協議会が、税金を使って改憲案の広報とPR広報の双方を支配することです。

第4はマスコミの有料CMを基本的に野放しにしていることです。投票の2週間前以降は禁止ですが、その期間を除けば発議後の60日から180日という国民投票運動期間、自由にできる。お金のある者が自由自在にCMを流すことができる。実際にいえば、全国ネットで、CMがまあいってもらったといえる程度の放送枠を買うには、CM料は4億円から5億円、全期間、有効なCMを流すとすれば、5～600億円、やりようによっては1千億円以上かかる。「カネ」のある側が圧倒的に有利であり、主権者が平等に情報を得て、その意思に基づいて自ら決するという法律にはなっていない。「カネで憲法が買える」ことになる。改憲手続法はこうした仕組みの複合効果で憲法96条が明記した国民投票制度を歪曲する仕組みになっている。憲法96条を「立法によって改憲する」に等しいことといわなければなりません。

このような改憲手続法を改憲勢力が手に入れたことは、改憲策動をやりやすくするもので、状況をより緊迫したものにしたことは確かです。

《改憲策動に拍車をかける安倍首相》

今年になって、改憲手続法の強行制定、参議院選挙の公約に2010年に改憲発議を掲げ、その一方で、「はじめに集団自衛権ありき」をつくり、集団自衛権の行使を認める答申をさせようという、改憲策動のいうならば暴走的なエスカレーションが始まっています。この事態は、やはり安倍政権の誕生と性格に原因があるように思います。

安倍さんはいままでにない首相です。彼は、「血の同盟」のために改憲する、「血の同盟」の邪魔になる「戦後レジーム」を打破すると言っている。こんなことを言った総理はいない。そして自分の任期中の改憲を主張し、日限をきって改憲手続法を強行してつくり、さらに2010年改憲発議を今回の参議院選挙の第1の公約とした。これは総理大臣として、憲法99条がはつきり書いている、憲法擁護義務の明らかな違反です。改憲したいと思うのは自由だが、総理大臣はその国の憲法を尊重し擁護する義務がある。だが安倍首相は擁護するのではなく破壊しており、抹殺することを公言しているのです。田中角栄がロッキード事件でかつて汚職事件を引き起こした時、「総理の犯罪」と言われました。私は安倍総理のいまの行動は田中角栄以上の「総理の犯罪」であり、彼の一連の発言は、「主犯の自白」なのだと言っています。

安倍氏はもともと自民党靖国派の中心人物です。靖国神社の公式参拝でも、従軍慰安婦問題でも、教科書問題でも、ずっと反動的な役割を果たしてきました。日本会議の国会議員団の中心人物が首相になったことで、改憲状況をより悪化させている。これとの関係で、自民党が新憲法草案を作る前の本音丸出しの「自民党憲法改正草案大綱(たたき台)」が再び前面にでてきたことに注目する必要があると思います。

「たたき台」は、「前文」に日本国のこれまでの歴史、伝統的価値観に根ざした固有の価値、

一言で言えば「国柄」を明らかにする。天皇を中心に幾多の試練を超えて発展してきたことを明記する。天皇元首、集団自衛権の明記、基本的人権は国家の利益のためには制限し、人権制約原理を明確化する。いままでのような公共の福祉というあいまいな言い方はやめる。政教分離原則を緩和する。家族の役割を強調するなど、復古主義の噴出したものでした。

そんな復古的な改憲案を要求する靖国派の中心人物である安倍首相のもとで、彼らなりの国民運動を新憲法草案から「たたき台」・大綱型の改憲案にとりかえて、勝負に出てくるのか、それともそれに比べれば、本質は同じだが、少し表現を和らげている新憲法草案でやってくるか、あるいは、新憲法草案を文章は少しやわらげて、民主党の取りこみ、一本化発議をたくらむか、今回の参議院選の結果にもよりますが、事態が複雑に動くことが予想されます。

しかし、どう動いても、自民党、そしてその背後の主人公である財界やアメリカが、改憲策動を自分でストップするとは考えられません。一方において、ひきつづき事実上の改憲、立法改憲の策動をすすめることと併行、あるいは複合させて、状況に応じて、手を変え、品を変えて明文改憲策動をすすめてくる——それが改憲勢力側の基本戦略だと考えます。

《改憲反対の運動の到達点をどうみるか》

改憲策動の「濁流は足を洗う」ところまで来ていると話しましたが、では、これに対抗し、憲法9条を護る、改憲を阻止する、そして憲法を生かす要求を広げるという運動は、どこまできているのか？私は、こうした運動の全局面を知る立場にはいませんし、報告時間も限られています。そこで、改憲手続法反対運動およびその後の活動の経験を中心に、的を絞って報告することにします。

《改憲手続法反対闘争の成果》

私たちは、改憲手続法の正体を明らかにするために全力を尽くしました。国会では日本共産党、社民党の各議員が鋭く追及しました。改憲反対の人々はもちろんのこと、一般マスコミでも、この法案はひどすぎるとなり、世論調査では7割が、今国会で急ぎ成立さすべきではないということになるというところまで私たちは追いつめたのです。にもかかわらず、法案はポロポロで18項目の附帯決議を申し訳につけざるを得なくなりましたが、安倍首相の強行指示で成立させられました。

しかしその後、私が参加した自由法曹団の諸会議、そして各地、各職場での学習会での経験では、たたかった人々の側には敗北感も挫折感ありません。急がず、あわてずに、頭をあげて、いつそう緊迫した局面にふさわしい「新たな一歩」と決意を固めた人の方がはるかに多い。それが、正直な実感です。この実感は、ともにたたかった人々におそらく、共通だと思っています。

私たちのこの実感には確かな根拠があります。第1に、私たちは、改憲手続法に反対してたたかうことによって、これからの“正念場”で役立つ貴重な財産を得たという実感があるからです。自、公、民3党が法案を一本化して制定し、改憲発議案一本化の予行演習をし、実績をつくるという改憲勢力の当初からの政治的たくらみを私たちは失敗させました。「中立、公正な手続法」であるといういつもの主張を国会の内外で、ポロポロになるまで明らかにしました。それだけではありません。なによりも大きな財産は、「改憲の是非を決めるのは一人一人の国民なのだ」ということをいままでの範囲を超えた国民の共通の認識にすることができたということです。改憲手続法に様々な“毒”がもりこまれ「カラクリ」が仕込まれていても、主権者であるわたしが改憲の正体をつかみ、改憲反対の世論を、この3年間に広げ、多数派国民の確信にす

ることができれば、私たちは必ず改憲を阻止できる。だから、いまからすぐに改憲反対の声を広げようという思いをたたかうことによって、多くの人々がつよくしたことはたしかのように、私には思われます。

全体としての改憲反対運動は、この間どう進んだか。わずかこの1年に絞っても、改憲阻止、憲法を生かす運動に、様々に新たな“光”が生まれ、広がっている——私たち自身が広げている——ことに確信がもてると思っています。9条の会は6,000を大きく超え、共同センターはほぼ全県に確立されています。有事法制反対、教育基本法改憲反対では、いままでの枠をこえて新たに共同がひろがり、しかも、こうした運動は、去年の後半頃から堰を切ったように憲法9条改憲反対を掲げるようになってきています。

イラク戦争の広がる惨状が安倍首相が声高に叫ぶ「アメリカとともに血を流す同盟」にし、「戦後レジーム」を変更するために改憲をするという路線の誤りをのっぴきならない事実で証明した、そのことが、9条改憲反対の世論を広げ、運動を前進させた、その大きな理由の一つになっています。イラク戦争を止めない限り、そして、安倍内閣が、テロ特措法の延長などをしようとする程、そして、あれこれの事実上の改憲策動を進めれば進める程、憲法9条改憲反対の声は広がり、強まっていくに違いありません。

《新たな条件——生活要求との合流が始まった》

私は、それとともに、新自由主義路線が急速に破綻し、国民との矛盾が広がっていることに、改憲反対のたたかいを発展させる新たな条件が見えてきたように思っています。「格差と貧困拡大の国」「消える年金、増える税金の国」、労働のルールを破壊し、社会保障を切り捨てる「棄民の国」、そして、こうした政治や経済に国民が従順に従うように「教育改革」で「心の支配をする国」——「そんな国、そんな社会はごめん

だ」「平和に人間らしく生きたい」という要求はこの1年間にかつてない勢いで草の根から広がっている。そのことは、私たちが共通して確認できることは確かな事実です。こうした党派を超え、世代を超えた幅広い要求が、憲法9条とともに、憲法25条を、平和とともに生活を、自由と人権と民主主義をという声が、それぞれに結びあつて、憲法闘争を発展させる新たな局面が生まれている——そこに私は3年前にそうなって欲しいと思いつつも、なかなか展望を持ち切れなかった新たな“光”が見えてきているように思うのです。

今年の各紙の世論調査では、憲法9条改正の賛否は、各紙とも反対が増え、賛否の比は6対4になっています。たとえば、一貫して改憲キャンペーンをしてきた『読売』の今年3月の世論調査でも、憲法9条改憲は反対が56%、賛成36%、両者の差は20ポイントに開きました。改憲反対の運動の成果ですが、その根底には、新自由主義、構造改革反対の声の広がりがあるのではないのでしょうか。世論調査の数字に一喜一憂するものではありませんが、この変化は矛盾の深化と要求闘争、その合流が、改憲をめぐる“せめぎあい”について新たに有利な局面を開きつつあることを示す“光”だと私は見えています。

司会者から先程、紹介していただいた小著の〈パート4〉で“光”をどこにみるかを書いたのですが、そのときにくわえて、もっとはつきりした“光”をみる思いをしているのです。

もちろん、“せめぎ合い”は複雑で、前途には多くの困難があり、未知、未踏の課題がある。そのことは直視します。だが、「あの可能性も、この可能性もある」と座して指折り数えている時ではない。大事なことは、新たな局面で生まれている“光”、ひろがってきている前進の条件をつかみ取って、打って出ることではないだろうか、と私は語り歩いています。そして、身の回りの人々と対話し、もう何まわりも大きい、改憲反対の共同を、一人ひとりの自分の行動でつくりあげよう。決めるのは自分なのだと、訴えているのですが、参加してくださった人々と合意できているように思っています。

まとまりの悪い報告で申し訳ありませんが、以上で司会者から出された問題についてのとりあえずの報告とします。

司会：では次に、大木さんから日米支配勢力が強行しようとしている9条破壊を軸とした憲法改悪攻撃の政治・経済的な背景と日米支配勢力の攻撃が内包する国内的、国際的矛盾について解明していただきたいと思います。

改憲策動の政治・経済的背景

大木 一訓

改憲反対闘争を力強く先進させるうえでは、労働運動が、貧困・格差の問題と憲法問題とを結びつけたたかうことが非常に重要になっていると思います。その点で、改憲を推進しているのは誰なのか、いま改憲勢力の中心は靖国派といわれるが、靖国派を容認し動かしている勢力、改憲から利益を得ようと影で指導権をにぎって改憲を推進している勢力は誰なのか、そ

して彼らは改憲により具体的にどのような経済的政治的目標を達成しようとしているのか、といった問題をはつきりさせておく必要があるでしょう。

《クーデター的改憲攻撃の危険》

しかし、その前に、現在の改憲策動が戦後の

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

改憲攻撃の展開のなかでどのような位置を占めているものなのかを確認しておきたいと思います。坂本先生は「濁流が足下まできている」と言われましたが、その内容、つまり改憲攻撃の現段階の特質をみておくことは重要ではないかと思うからです。

改憲攻撃は保守政治のもとで戦後一貫して展開されてきたと言えますが、改憲攻撃の具体的内容はそれぞれの段階で違っていました。例えば、現憲法の「原則」を踏襲したうでの「解釈改憲」が主要な戦略だった時期がありました。あるいは、つい最近までは、日本国憲法の諸原則を一応守る形をとりながら、どうやって実質的には憲法を改変して、アメリカの世界戦略に日本の軍事的、政治的な戦略・政策を呼応させていくかが、保守政治の主要なテーマでした。しかし、いま問題となっている改憲攻撃は、現行憲法の原理を破棄・改定し、戦後構築されてきた民主主義のありようまで根本的に変えようとする攻撃です。しかも、衆議院で与党が多数を握っているうちに、国民にあまり議論させないうちに改悪してしまおうというクーデターに等しい性格をもっている。実際、安倍首相が言う「戦後レジームからの脱却」には、「改革の最大の敵は国民だ」という国民主権敵視の思想があります。改憲推進の担い手として、復古思想を標榜する靖国派が公然と前面に躍り出てきたというのも、戦後初めてのことです。

そのうえ、改憲をみずからの内閣の政治日程にのせて、短期間に強行実現しようとしているわけですが、なぜそれほど急ぐのか。下敷きになっているのはアメリカ軍の世界的な再編計画であり、地球規模の戦略展開スケジュールだと言っていると思います。アメリカからの露骨な改憲要求を容認していることをもふくめて、いま安倍政権がすすめているのは売国的な改憲策動だといわねばなりません。

これらは従来見られなかった特徴で、いまの改憲攻撃がいかに危険な性格をもっているかを

示しています。国民に対するさまざまな分野の攻撃は、こうした改憲攻撃と連動して展開されるようになっていきます。たとえば、今日の「労働ビッグバン」攻撃を見ても、戦後労働法制の諸原則を根本的に否定し空洞化させようとするものになっている。解雇の金銭的解決、残業代不払い制度、少数組合の権利否定、あるいは労働契約法案に見る労働問題の民事への移し替えなど、労働法制の理念を根底からくつがえそうとする、きわめて危険な性格をもっている。労働法制改悪の現段階について、労働法学者の萬井さん、脇田さん、和田さんたちが『労働総研クォーターリー』（65号、2007年冬季号、特集＝憲法と労働権・団結・労働組合）に書かれていますが、現在の労働ビッグバン攻撃は、80年代いらいの規制緩和攻撃とは段階を異にした、抜本的な労働法制攻撃であることを明らかにされています。同様のことは、医療、介護、教育、税制など他の多くの分野でも指摘しうることだと思います。

《政権を支配する多国籍企業》

こうした今日的攻撃の背後にあるのは何でしょうか。

まず前提となっている二つの事情をおさえておく必要があると思います。一つは、小泉内閣いらい(したがってその後継である安倍内閣も当然そうですが)日本では政権の性格が大きく変わってきたことです。「株主資本主義」とか「ファンド資本主義」とかと言われる、アメリカ生まれの投機的で反国民的な資本主義が日本経済をもまきこんで支配するようになった状況のもとで、日本の政治の実権はすっかり多国籍企業の手握られるようになってしまっています。アメリカ主導の多国籍企業グループは、財界をにぎり、政権の中枢にまで入り込んで、たとえ国民の利益に反することであろうと、日本経済から自分たちの最大限の利益を引き出す政策をなりふりかまわず追

求するようになっていきます。「改革」と称して、もっぱらアメリカと多国籍企業の利益を優先する政策を推進しているわけで、こうした売国的な政策を推進する勢力にとっては、国民主権を堂々とうたう現行憲法がますます障害となってきた、という事情があります。

《アメリカ資本主義の矛盾激化と日本大収奪作戦》

もう一つは、ブッシュ政権の政策が国内外で破綻するなかでアメリカ資本主義の矛盾がふかまり、アメリカと多国籍企業グループの日本に対する要求が格段に貪欲なものになっているという事情です。非正規労働者を増やすだけでは満足できず、今度は公務員や正規労働者の賃金・労働条件および権利を切り下げようとする。郵政につづき医療も介護も年金も民営化せよ、道州制を導入し地方経済を切り捨てて儲けさせろ、消費税導入で大企業減税や軍事費の拡大をはかれ、外資による日本企業買収を自由化せよ、等々、その厚顔な要求はあきれるばかりです。

よく日本は経済も軍事もアメリカに依存していると言われますが、実は今日ではアメリカの日本への依存の方がはるかに決定的です。日本の財務省証券購入や低金利政策がなかったら、アメリカは経済的に破綻してしまうでしょう。日本によるアメリカ艦船への無償石油供給や世界的基地再編費用の負担、さらにはわが国の民生技術の軍事技術への転用・輸出がなければ、アメリカ軍の世界戦略はなりたちません。そして、イラク戦争が泥沼化し、国際決済通貨のドルからユーロへの移行がすすみ、住宅ローンの焦げ付きや株価暴落などバブル景気破綻への不安が広がる今日では、アメリカの支配層は、日本の企業・家計や経済や国・地方自治体財政から、これまで以上に甘い汁を吸い出そうと懸命です。日本の巨大企業グループも、そうしたアメリカ多国籍企業の戦略に相乗りして利益を得ようとしています。彼らにとっては、現行憲法

やそれにもとづく法制度・慣行が邪魔で仕方ないのです。

《アメリカと一体化した 植民地的軍国主義体制への移行》

さて、小泉政治を継承した安倍政権が、公然と憲法の抜本的改正にむかって突進するようになったのは、以上の事情に加えて、アメリカが日本を自国と一体化して動く軍事国家に再編しようとするようになったからで、日本の支配層もアメリカのそうした政策を受け入れたからだと思います。

アメリカで最近出版された“The New American Militarism”という本など読むと驚くのですが、9.11後のアメリカの経済・軍事というのは、軍需会社を中心とする産軍複合体の企業によって国や州の財政が徹底的に食い尽くされる体質になってしまっています。なにしろ、軍需生産ばかりでなく、監獄、ペンタゴン、CIAまで民営化させて儲ける。イラクやアフガニスタンへの軍事要員派遣からもハリケーン・カトリナへの救援活動からも、莫大な利益を引き出す。そうした軍需・戦争・災害関連の高収益が企業収益のなかで占める割合が高まった結果、経済変動のパターンが従前と違ってきてしまったと言われています。

つまり、以前は戦争や災害などで経済が破壊され疲弊すると、経済活動が低下し企業収益も減少するのが普通でしたが、いまのアメリカ経済は、戦争や災害による破壊と高収益が平行して進むような経済構造に変わってしまった。こうした異常な経済の軍事化・民営化と、「株主資本主義」とか「ファンド資本主義」よばれる投機的経済とが一体となっているのが、今日のアメリカ資本主義なわけです。そうした体質のうえにアメリカは、テロ対策を口実に、先制攻撃戦略を軸とする恒常的な戦争体制を維持・展開するようになっていきます。

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

問題は、アメリカと日本の支配層が、日本の経済や社会をアメリカと同じように軍事化・民営化させるとともに、日本をアメリカとともに地球規模的な先制攻撃戦略の一端を担う国にさせようとしていることです。すでに日本は、アメリカに対し武器輸出三原則を棚上げし、軍事技術の共同開発に参加し、アメリカの軍事情報ネットワークのなかに囲い込まれています。また、株式市場はアメリカ金融資本に支配され、先端技術をもつ企業はつぎつぎと外資に買い取られています。それをさらにすすめて、最近のアーミテージ報告が示すように、先制核攻撃を軸とするアメリカの世界戦略を日本もアメリカと共に直接担っていけるような体制にしようとしている。その流れのなかで、日本の核兵器保有容認論がにわかにアメリカ側から流されるとか、原爆容認の防衛相発言が飛び出すとか、核廃絶の推進に力をつくしてきた長崎市長が暗殺されるという事態も起きている。

あるいは、個々の企業に対してばかりでなく、日本の主要産業や先端技術に対するアメリカ・多国籍企業の支配を全体としてし飛躍的に強める政策を推進しようとするようになった。日本経団連とアメリカの多国籍企業グループが、包括的な日米経済の枠組みをつくる必要があるとして提唱し、実現をはかっている「日米経済提携協定」の締結は、その代表的な動きでしょう。さらには、執拗な公務員制度改革や道州制導入要求に見るように、日本の公的部門を徹底して解体・民営化して、内外の多国籍企業の草刈り場にしていこうとする政策も露骨に追求されています。

以上、要するに、軍事的にも経済的にも日本をアメリカの準植民地に変えていこうとする政策が、わが国巨大企業の支持も得て、現実に進められるようになった。そうした内外支配層の政策が、9条をふくむ現行憲法体制と鋭く対立することにならざるをえないのは当然でしょう。日本経団連が憲法改正を自らの活動目標に掲げるといふ、経済団体としては異常な行動に出て

いるのも、理由のあることです。

《改憲策動を許さない国際環境》

日本の復古主義的な改憲問題を国際的な流れのなかで見ると、それは時代錯誤の逆流現象であって、そうした策動が成功する見込みはまずないと思います。すでにアメリカの先制攻撃戦略は破綻し、ブッシュも、国際係争問題は関係諸国の協力と話し合いで解決するという原則にしたがって行動せざるをえなくなっている。6カ国協議に見るように、アジアでは、すでに日本を飛び越して中国との協力関係を発展させ、「悪の枢軸」「テロリスト国家」とよんできた北朝鮮との直接対話をすすめています。日本だけが北朝鮮を敵視し中国に対抗する政策をとって国際的に孤立している。その孤立からなんとか脱しようと、安倍首相はアメリカ、オーストラリア、インド、日本の4カ国で新たな安保体制を築く必要があるなどと言っていますが、東北・東南アジアの国が一つも入らない、そうした馬鹿げた提案をすればするほど、国際的な嘲笑を買い、いつそう孤立を深めるだけです。

国際経済関係の面から見ても、すでに中国は日本にとってアメリカ以上に重要な市場になっています。アメリカ経済の衰退もあって、アジアとの関係強化は日本経済にとってますます緊要な課題となっています。しかし、靖国派の政治支配のもとでいちだんと投機的軍国主義的となる日本経済との間では、アジア諸国も関係強化に二の足を踏まざるをえないでしょう。投資家向けの情報を配信している「ブルーズバーク・ニュース」が、参議院選挙を前にして、過去の軍国主義思想にこだわり、現実的な経済政策をとらない安倍政権を退陣させるチャンスだという論説を流したことにも見られるように、産業界のなかにも、改憲や靖国派政治のもつ危険性を指摘する声は次第に増えているように思います。

ですから、改憲策動が当面はかなり成功を取

めているように見えても、それは必ず壁にぶつかります。

改憲路線が、日本をアメリカと一体となって恒常的に戦争をしかける国に変えてしまうばかりでなく、実は増税、年金改悪、社会保障切り下げ、地方切り捨てなど国民収奪政策と不可分に結びついているものなのだ、ということがはっきりしてくれば、国民の怒りは靖国派も自公政権も吹き飛ばしてしまうでしょう。そうなれば、今は日本国の国主であるかのように大きな顔をして、ありとあらゆる問題に偉そうなコメントを出している財界も、実は産業界の意見さえまとめることのできない「裸の王様」であることが誰の目にも見えるようになるでしょう。

自民党はすでに具体的な新憲法草案を公にしており、それを見ると、彼らが憲法改悪によって何をねらっているのか、どういう日本にしようとしているのか、かなりよくわかります。

それに対して私たちは、憲法を国民生活の中に全面的に活かす、生活の中で憲法を強化する方向で、どういう社会をめざすかという議論も積極的にしていく必要があると思います。もちろん、その場合の議論は、絵空事ではなく、現実から出発してリアルな展望を示すものでなければなりません。その点では、全労連が提起している「21世紀初頭の目標と展望」がもっと注目され議論されてもよいのではないのでしょうか。いずれにせよ労働運動は、憲法改悪反対闘争でも全面的に先頭に立って取り組むことを、期待されていると思います。

司会：坂内さんは、今年のメーデーで「いまは、疲れた体を引きずり出してでもたたかう時」であり、「財界と安倍内閣を包囲しよう」と挨拶されました。全労連は憲法改悪と連動した国民の生活と権利に対する全面的な攻撃を打ち破るため、いま何が必要だと考えていますか。

憲法改悪・生活と権利破壊攻撃阻止に いま何が必要か

坂内 三夫

先の通常国会で改憲手続法の成立が強行されました。安倍首相はこれを受けて、参議院選挙の公約のトップに、「憲法改正」をかかげました。参議院選挙における国民の審判が注目されますが、いずれにしても「今回の改憲手続法」には反対した民主党も、改憲そのものには賛成しているわけですから、私は憲法改悪に反対する運動が「新たな段階」に入ったという認識をもっています。

時の政権与党が、「3年後の改憲発議」を選挙公約のトップにかかげて、国民の信を問うという事態を迎えたということは、われわれの側もこれまでの運動の延長線上にとどまらず、政治

的立場や社会的立場を超えたより大きい結束力を築きあげる運動が求められています。そういう運動をつくりあげるために、あらためて認識を一致させなければならないいくつかの問題があると思います。

一つは、安倍首相が改憲発議を想定するという「3年後の間」までに、どういう到達点をめざすのかという問題です。国会に改憲発議をさせない力関係をつくることを目標の中心におくのか、それとも仮に国民投票に付された場合でも、改憲を阻止できる国民世論を構築することを目標にするのか。

改憲発議をさせない国会の力関係ということ

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

になれば、政治的な共同が必要になります。政治的な共同ということになれば、改憲に反対している政党は日本共産党と社民党しかありませんから、この両党で国会の3分の1の議席を確保することが必要になります。改憲反対運動に取り組んでいる団体や個人のなかにも、国政選挙で改憲反対の一点に絞ってたたかう政治的共同を主張する人がいます。今回の参議院選挙でも、政治確認団体を結成して候補者を立てる動きがあります。

しかし小選挙区制のもとで、3年の間に国会の力関係を大きく変えるということは、現実的にはたいへん困難です。改憲反対の政党が選挙で共同する条件があるか、あるいは政党と民主勢力が共同して、国政選挙をたたかう条件があるかといえば、残念ながらその条件は熟していません。そのことだけを強調すれば運動が狭くなり、保守層をふくむ政党支持の違いをこえた国民過半数の世論結集に、逆にマイナス作用をもたらします。

運動論としては、改憲発議をさせない国会の状況をめざしつつ、3年の間に国会の議席がどう変化するかという点だけに目を奪われないで、国民の世論で改憲発議もさせないが、仮に国民投票に付された場合でも、過半数の国民の意思で改憲を阻止できるような国民運動をつくりあげる。そういう草の根からの憲法闘争が重要だと思います。

もう一つは、改憲勢力のねらいとは別に、「憲法は変えた方がいいのじゃないか」という意見が、依然として少なくありません。そのなかには、「古い言葉づかいは新しくした方がいい」とか、「環境問題を加えた方がいい」とか、「住民投票の規定が必要だ」などの、ある意味では善意の「加憲」「論憲」「創憲」の意見・議論があります。これに対して、われわれは一貫して「現憲法を一言一句変えない」という立場に立ってきました。

改憲発議をさせない状況をつくる、国民投票になっても国民過半数の意思で改憲を阻止する

ためには、いまはこうした考えをもっている人たちにも改憲反対の立場に立ってもらう必要があります。あるいは、選挙では自民党を支持して投票する人、公明党や民主党に投票している人たちにも改憲反対の立場に立ってもらう必要があります。

そういう世論を築くために、どういう運動が必要なのか。「憲法改悪は、海外で戦争する国にするものだ」という訴えだけでなく、教育、文化、社会保障、子育てなど、一人ひとりの日常生活そのものとの関係から、現行憲法を守ることの大切さを話し合い、理解を広めていくことが重要だと思います。そのことと、改憲反対運動を全体として「9条を守る」ことに重点をおくということは、決して矛盾するものではありません。憲法闘争が「新たな段階に入った」という認識のもとに、あらためてこの点を確認しながら、国民の最大多数派である労働者のなかに、改憲反対の圧倒的世論をつくるために、全労連はもっと力を尽くさなければなりません。

《改憲問題での連合の議論》

憲法論議をめぐる全体の今日状況については、坂本先生や大木先生がすでに発言されましたので、私は労働者、労働組合のなかに多数派をどうつくるのかという問題に触れてみたいと思います。われわれのこれまでの憲法闘争には、連合の動向をどう見るのかという視点が弱かったと感じています。

680万人の組合員を擁する連合の動向が、改憲反対に集約されていくのか、改憲賛成に流れていくのか、きわめて大きい問題です。ところが、われわれは連合が憲法問題でどういう方針を出し、いまどう態度を取っているかについて、あまりにも無頓着でした。連合方針だけでなく、加盟組織の自治労はどうか、日教組はどうかということについて、全労連ではあまり議論されてきませんでした。全労連内での議論があまり行われなのです

から、共同センターでも労働戦線における状況が話題にならないことは当然のことです。

連合は2005年4月の中執で、憲法9条問題での二つの案を決めました。一つは、9条を改正して「安全保障基本法」を制定する、もう一つは9条を改正せずに「安全保障基本法」を制定するというものです。

二つの案とも、独立国家の固有の権利として「日本には当然、集団的自衛権がある」とする立場です。自衛権行使のために、「自衛隊が海外で活動することも当然だ」ということです。ただし、それでは現行憲法の条文・解釈とは矛盾することになるので、9条を変えるべきという考えが土台になっています。しかし加盟単産の中には反対もあるので、「憲法9条は変えずに、新しい法律をつくって解釈に整合性をもたすのか」、「9条を改正するのか」を議論に付したのです。

執行部案に、14組織から見解が表明されました。そのうち自治労、日教組など9組織が、連合執行部の方針に反対という意見書を出しました。その結果、2005年大会では方針を決めずに終わりました。

2006年1月の中執では「組織間の意見の幅が広い」として、憲法改正問題についての考え方を集約することを現段階では控え、論議を当面「凍結する」ことを確認しました。同時に、「見解案は三役としての議論のまとめ」であるとする含みを残しながら、平和主義をはじめとした三原則の尊重、「憲法改正は時期尚早」であるとの政治方針を「連合の統一した考え方とする」との結論に落ち着いたのです。これが現状です。

《連合単産の改憲問題での特徴》

このような連合における憲法をめぐる変化に着目して、2006年の7月の時点ですが、連合参加の単産・組合の改憲問題に対する態度を調査しました。いま、オブとか友好組織を含めて連合には56組織が加盟しています。

連合の単産・組合の憲法問題に対する態度は5つのグループに分かれています。第1グループは、9条を含めて「いかなる改憲にも反対」というグループです。第2グループは、9条は変えてはならないが「改正議論は大いに進める」というグループです。第3グループは、自分の組合の方針は決めてないけど、情勢分析として「改憲の動きに危険感を表明」しているグループです。第4グループは、9条を含めて「憲法は変えるべき」とするグループです。第5グループは、憲法問題についてまったく触れないグループです。

第4グループ、つまり9条を含めて憲法改正に明確に賛成している単産は2つしかありません。UIゼンセン同盟と電力総連です。2つとも巨大組合で、組合員は104万人ですが、連合の組織数から見ると3.6%、組合員数では15.9%になります。

9条を含めて「憲法改悪反対」の第1グループは私鉄総連、日教組、全自交労連、海員組合、全水道、全国ユニオン、全造船機械、都市交、印刷労連、JR総連、森林労連、労供労連、国公連合、日高教、全印刷の15労組です。改憲論議は容認するが、9条改悪反対の第2グループは自治労、JR連合、情報労連、全国農団労の4労組です。第1グループと第2グループを合計すると19単産・組合、組合数では26.8%、組合員208万人、31.7%が9条改悪に反対なのです。

憲法問題について組合としての態度は明らかにしていないが、改憲の動きに危機感を表明している第3グループは、ヘルスケア労協、全労金、JPU（日本郵政公社労働組合）の3組合で、組合数で5.4%、組合員数は15万人で、2.3%になります。

憲法問題に触れていない第5グループは、自動車総連、JAM、JEC連合（日本科学エネルギー産業労働組合連合会）、ゴム連合、全国ガス、フード連合、電機連合、基幹労連、航空連合、建設連合、交運労連、サービス・流通連合、サービス連合、損保労連、生保労連、全郵政、全造幣、日建協、セラミックス連合、運輸労連、

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

紙パ連合、全電線、全銀連合、NHK労連、全信労連、全国競馬連合、全済労連、JA連合、港湾同盟、全映演、道季労の31組合、組合員数329万人で、組合数の55.4%、組合員の50.1%ですが、これらの組合も、「3年後の改憲発議」が迫るなかで、いずれ態度を表明せざるを得なくなるでしょう。

なお、中立系単産・組合の憲法問題に対する態度は、全建総連、新聞労連、出版労連、全港湾、全農協労連、全大教、航空労組連、国労などは改憲反対、9条改悪反対を明確にし、これらの組合に加えて、映演共闘、銀行労連、私大教連、全損保、全倉運、電算労の13組織は、2004年7月、憲法改悪反対の一点で「全員一致による協力・共同」をめざす緩やかな運動体として「憲法改悪反対労組連絡会（憲法労組連）」を結成して運動しています。また、連合加盟の海員組合と中立の全港湾は2006年2月3日、憲法改悪に反対する共同アピールを発表しています。

《労働戦線で多数派を形成する》

こうして見ると、労働戦線においても改憲反対勢力が多数派であることが明らかです。しかし、連合加盟単産の最新の動きや地方組織、単組の動向、組合員の動向については、詳細には掌握できていません。憲法問題における労働戦線の動きを常に注意深く分析し、対応していかねばなりません。

国民の多数派である労働者が、憲法問題でどんな選択をするのか、それは全体の世論形成にとっても大きな鍵を握っています。未組織労働者をふくめ、労働者の貧困化と格差の問題、働くルールの確立などと結びつけながら、労働戦線における憲法論争をもっと重視していく必要があります。

そしてこの運動は、職場と地域からの取り組みが決定的に重要です。「憲法を改正したほうが良い」と明確に言っているのは、連合参加の組

合でも少数なのです。ですから、労働者の切実な要求と結びつけて憲法改悪反対のたたかいを組織していくなら、圧倒的な組織労働者を改憲反対の流れに結集していくことは大いに可能ですし、そのことによって未組織労働者との共同も前進するでしょう。

改憲反対闘争を大きく前進させるには、運動を合流させる必要があります。しかし根強い日本の反共風土や、今日の複雑なイデオロギー攻撃のなかで、とりわけ労働戦線における憲法闘争の合流は、たやすいことではありません。全労連の幹部のなかにも、大きな合流をつくるためには全労連がもっと大人になって、あまり「全労連カラー」を出さないほうが良いという人もいます。また、いやそうじゃない、政党でも労働組合でも市民団体でも、憲法改悪には反対していても、結局は「反共・反全労連」を脱却できないグループに、いくら共同を呼びかけても利用されるだけだ、本当の力にはならない。もっと全労連独自の運動に力を注ぐべきだという意見もあります。

「9条の会」で幅広く活動をしている人たちからも、「全労連から、あまり9条の会を強調してくれるな、9条の会が全労連の指示で活動していると思われ狭くなる」「9条の会は学習やアピールが役割で、署名推進などの運動団体ではないのだから、全労連は共同センターで旺盛に活動したらいい」という声も、一部で出ていると聞いています。

確かに、「9条の会」と「憲法改悪反対共同センター」の役割と区別が、自覚的民主勢力のなかできちんと整理されていない部分があります。全国・多分野に6,000を超えて結成された「9条の会」は、幅広い世論結集を目的としたアピール団体です。その役割はますます重要ですが、「9条の会」に具体的な闘争方針や理論闘争を持ち込むことは、「9条の会」にしかできない幅広い共同を否定してしまいます。身内だけで「9条の会」をつくることも、本来の主旨ではありません。

その「9条の会」と、民主勢力による具体的な運動推進団体である「憲法改悪反対共同センター」や「革新懇」が、渾然一体となって運営されている現状があります。これらは実践的に整理していかなければならない問題だと考えています。

最後に、憲法闘争と青年の問題について触れたいと思います。5月20日に明治公園で開催された「青年大集会」は、本当に感動的な集会となりました。前日の夜までに実行委員会が確認できた参加者は2,500人程度でした。それが当日になったら、3,300人にふくれあがる。組織でつかめない青年が1,000人近く参加したんです。集会の内容も、すべて青年たちが自主的に企画し、自主的に運営し、参加者と一体感のある素晴らしい集会を成功させてくれました。新しい変化です。

春闘でも、最低賃金闘争や偽装請負、サービス残業の改善などを中心に、青年みずからが労働組合に結集し、あるいは新しく組合を結成してたたかいに立ち上がるケースが次々に生まれています。これも、しばらく目にしなかった新しい変化です。

憲法闘争でも平和運動でも、青年の新しい結集が始まっています。「新たな段階」に入った憲法闘争でも、青年が大いに力を発揮し、運動の主人公になるように、目的・意識的に追求していくことが、何よりも大切だと実感しています。

[討論]

司会：お三方から、それぞれの立場で憲法改悪反対闘争についての発言がありました。論点を深めるために、討論をお願いいたします。

《真実は勝利する－国民の力に確信》

大木：坂本先生は150回以上の学習会で、20,000近くの人びとに憲法改悪に反対することの重要性をお話しになってこられたということですが、

その経験のなかから、どんな点をこれからの運動課題として重視すべきだと感じておられますか。

坂本：憲法改悪反対闘争の一環として学習会活動に参加したきっかけは先ほどもいいましたが、この歳になって憲法に対する危機感、本当に重大な局面にぶつかったからです。必ずしも最初の話からそうだったわけではありませんが、私の話は、最初の頃は改憲、私の言い方では憲法3原則を破壊する“壊憲”の正体を告発することに重点がありました。でも、一昨年あたりから、“壊憲”阻止の重要性を語ることだけではなく、憲法を生かし切ることが、この国、この社会をどう前進させ、私たちが平和で人間らしく生きることを可能にするか、そして、アジアや世界の人々と連帯し、平和を実現することになるかを、いわば「未来志向」で話すことにしています。こうした話をして歩いて、一番の思いは「真実——本当のこと——はつよい」、国民には、憲法を護り、改憲を阻止する力があるということです。私はこのことを教えられ、励まされています。

9条の会が発足した時の記念集会に集まった人は1,000人でした。そしてこういう集会を、各都市でおこなうといわれて、全部やれるのだろうか、何処までやれるのか、何処まで広げるのか、正直不安がありました。しかし、6,000を超える9条の会が全国の地域、職場、学園で見事にできました。各都市でおこなわれる9条の会の講演会も大成功を収めています。

ただし、このままの延長で確実に勝利できるかと考えると、そうは思っていません。そんな話はしていないのです。さまざまに分かることがあり、迷いもあるのです。たとえば、先ほど坂内さんが話していた9条の会、共同センター、革新懇、憲法会議、さらにはその他の憲法改悪阻止の諸組織、運動体との関係は、今のままでうまくいくのか気になっています。本当に共同を広げるには、現状のままでいいのか、さらには改憲勢力が3年後の国民投票を目指し

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

て、彼らなりの組織と運動をつくり、マスコミをも活用して、全力をあげて打って出てきたときに、これをはねのけて勝利のために“行動の共同”をどうするのかという問題です。あわてずに、そして、けっして引きまわし、押しつけにならずに、だが考えるときが来つつあるように思うのですが、どうでしょうか。

もう一つは、たたかひの戦略目標についてです。情勢を前にして、私たちの戦略目標は改憲発議させないことだと思います。改憲発議がされ、国民投票で、過半数の賛否を争う決戦になっても勝つ力を付けることを基本にしながら、改憲発議をさせないたたかひをどのように進めるか。そう展望した運動をこの3年の間に展開していく必要があると思います。

安倍首相が3年後におこなうといっている改憲発議、そして、すぐひきつづく国民投票に備えて、私たちの側がいま、あれこれ事細かなタイムスケジュールをつくったり、改憲反対諸組織の配置図をつくるべきだと言っているのではありません。そんな「青写真」を描くのはかえってマイナスでしょう。そのことを前提としますが、改憲勢力が3年後の改憲発議についてハッキリ言っている時に、憲法改悪反対勢力の側が、どういう風にそれぞれの運動を発展させ、改憲策動を阻止するに足る力をつくるのか、どこで、どのように共同することを目指すのかはいま、もう問われているのではないのでしょうか。

「自然成長」にまかせておくのでは立ちおくれたり、力の集中ができなかったりするのではないかと、心配しているのです。現状に甘んずることなく、一回りも二回りも大きな運動に発展させるためにどうするのか、確実に憲法改悪反対の国民世論を構築するために、運動を強化しなければならないと思いますので、みんなに考えて欲しいと思っています。

「考えて欲しい」といって、お前は誰かが方針を出すまでだまって座っているのかときかれれば、もちろんそうではありません。ではお前は、これ

から何をするつもりなのかと問われたら、私は、いま私にでも少しはできることとして、どこへでも出かけて話すことを、なお自分の活動の基本としていくつもりです。なすべき課題はたくさんあります。政党の幹部でも労働運動の幹部でもなく、弁護士活動の経験しかない私には、全局的な方針をどうするこうするという知恵も力ありませんが、でも、自由法曹団の活動に参集することはできます。自由法曹団の活動分野だけでも、①自民党改憲草案や改憲手続法の解明、②学習宣伝活動、③各地の9条の会、共同センターの活動参加、④弁護士会での活動、⑤各地での改憲反対を掲げている一緒に行動できない運動・組織について、たとえば“触媒”的に共同をつくる手助けをするなど、数多い。②の学習、宣伝活動に限定しても、6,000人参加のミュージカルの組織など、様々のイベントの企画、実行をはじめとし、いままで私が考えたことのない多彩な活動が始まっています。

そのことを大事な前提としますが、私は憲法改悪反対闘争の運動の不可欠なもの1つ、大事なのは基本学習であり、顔と顔をあわせての無数の、語り合いだと思っています。憲法改悪について改憲勢力の意図や憲法の持つ意義について、真実を語ることが運動を活性化し、広げていくように思います。いま、日本の国民は戦後はじめて憲法について学び合う運動を展開していると思うのですが違うのでしょうか。学習会には保守層といわれる人びとが参加してきている。いままでにない国民的共同、民主的な運動の広がりを感じます。

ある東北の県労連主催の800人余の学習会でのアンケートを見たら、50歳代の女性の感想文で「あなたは日本国憲法はいいものだという前提で話しておられる。しかし私は憲法を知らない。知らない私にいいものだから、改悪に反対しようと言われても心が動かない」と書いてあった。これには私は衝撃を受けました。県労連主催の大学学習会というと、当然に憲法改悪反対だと考えてし

まっていたのは私の独りよがりだったのです。

その衝撃を受けて以来、主催者側と話し合っており、すでに何度も学習会をやっているところは別ですが、初めてのところでは、改憲案の告発だけではなく、日本国憲法は何か、憲法がなぜ大切なのかという話をちゃんとすることにしています。その上で、その大切な憲法をつぶしてはならない。憲法が本当に活きたら、私たちはどれほど人間らしい人生をこの国で享受できるか。憲法はアジアや世界と何処でつながるのか。そういう話をするように工夫し、努力しているのです。

さらに、最近はいわゆる「講師」としての話ではなく、対話になるように努力しています。最近民間労働組合の4つの支部集会で、それぞれ3時間の対話をしてきました。参加者の平均年齢は30代半ば、20代の人々もおり、率直な討議ができて、本当に勉強になりました。なにが真実かを対等平等に話し合う。そこで様々な話し合いがされていくこと自体が大事だと考えています。

その点で、労働組合の集会で私が感じていることを話させてください。

先ほど、坂内さんから労働組合の多数派は憲法改悪反対、あるいは9条改悪反対であるということをお聞きして、明るい気持ちになりました。たしかに、労働組合の多くが、本当に組合員自身の要求として、憲法改悪反対運動に立ち上がったなら、それは、改憲阻止の大きな力になると確信します。だが、そのためには、組合大会の決議や方針書の方針だけではなく、それぞれに疑問をぶつけあって、納得しあうきめ細かな、ねばりづよい活動が必要なのではないでしょうか。私が最近招かれた4つの支部の執行委員会では、単産の憲法闘争方針には出てこない疑問や意見が続出しました。反対というわけではありませんが、でもかなり違うんですね。そして、そこでの違いは、当然に支部組合員間の違いでもあるのです。広く市民のなかにある意見であり、疑問です。あって当然です。私が考えさせられたのは、そうした問題が話し合われていな

いま、9条改憲反対がすんなり方針になっているということです。討論してそれぞれの意見の違いが全部解決したわけではありません。でも、私にとってはすごく有益でした。こうした努力が必要だと痛感したのです。

いままでの経験からすると、9条の会と労働組合の学習会は、当然のことですがかなり違います。話していて何となくわかるのです。規模が大きい労働組合の集会、春闘学習決起集会などは、どこか冷たく聞いている人がいると感じるときがあるんですね。後で考えるのですが、労働組合は改憲反対闘争で結集している団体ではない。組織動員して800~1,000人集めて、見ず知らずの70すぎの弁護士が話す、しかも話しが1時間から2時間になったら、当然そうなりますね。

憲法改悪の問題を自分の切実な要求と結びつけて、職場を基礎に地域に出てたたかひの前線にでなかったら、憲法改悪反対闘争で確信を持って、労働者は運動を前進させることはできないし、勝てないと思う。そのことに側面からであれ、少しでも役に立つ話し手になれるよう努力するつもりです。

最後は、憲法改悪反対での共同の問題です。保守層といわれる人びとの共同は広がっていると思っています。それには戦争体験が大きい。自衛隊の幹部の人で、自衛隊を愛するが故に「だから今度の改憲は反対だ」という人が出てきている。改憲に反対だという人たちの運動との共同の広がりに、改憲反対闘争の灯は見る事ができるが、このレベルでいいはずはない。これを広げていく道は共産党や社民党の活動、両政党の共同の開始、発展などに大いに期待しますが、草の根をふくめて多重的な共闘を、いままで以上に組織していくことが決定的に重要であるという問題意識を持っています。

《財界の要求とアメリカの「外圧」はどうなるか》

坂本：大木先生に聞きたいことがあります。

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

日本の大企業は東南アジアに大きな経済権益を持っている。その権益を守るためにはイニシアチブ、武装力の展開があると、奥田前経団連会長が言っています。進出先国でクーデターやテロが発生した場合、大企業の進出企業とそこに派遣された日本の社員を救出するために、自衛隊が出動する情勢ではない。日本の財界もそんなことを展望しているとは思わない。では日本の財界はアメリカと一緒に何を目指そうとしているのか聞かせてください。

大木：おっしゃるように、いま問題となっている日本の軍事化は、「独占資本の海外進出にともない、海外での独占の権益を守るために軍事力を強化する」といった古いタイプのものではありません。憲法上の制約は別としても、いまの日本に軍事力を独自に海外展開できる力が無いことは明かです。軍事大国化といっても、それは超大国アメリカの指揮命令下で動く「属国」日本の軍事力増強ですし、アメリカとともに世界中を軍事的に威嚇できる国になろうということです。中国・アジアと共生する道を考えようとしないう日本の支配層は、靖国派とともに、そこに中国などの「脅威」に対抗する道を見いだそうとしています。

それにしても、どうして落ち目のアメリカとそんなに一緒になりたがるのか、理由は、目前の高収益だと思います。多国籍化した日本の大企業は、軍事的にも経済的にもアメリカと一体化することで、莫大な利益をえられると考えているんです。アメリカが地球規模で組織・展開する戦争経済に参入することでボロ儲けできるし、最先端の軍事技術を取得できる。けれども最大のねらいは、アメリカの政府・巨大資本と一緒に何をして日本の経済や社会をアメリカ流につくりかえ、国・地方自治体の財政や資産から、また民間企業や庶民の懐から、莫大な利益を引き出しつづけることのできる仕組みをつくることにある、と断じてよいと思います。その仕組みの核になるのが、アメリカと一体化した、核

兵器も所持できる軍事国家日本の構築で、改憲が不可欠になるわけです。

財界といえども日本の企業集団なのだから、国益を考えて行動しているだろうと思いがちですが、奥田・御手洗財界の政策や言動を見ると、どうもそうは言えない。いまや財界は内外多国籍企業の共同委員会であって、かれらの私的利益追求から出発して改憲を要求している。日本国民の将来のことを真面目に考えているとはとても思えません。

《なぜ靖国派か》

坂本：アメリカとの一体化というのですが、靖国派との関係はどう見えますか。共和党が大敗し、いまでは民主党が議会の多数派をしめ、ブッシュ政権はレームダック化する状況になってきていますが、靖国派が旗を振っている改憲の流れに対して、アメリカはやれやれというのか、おやめなさいというのか、しらけてみているのか。全体として日本の改憲問題への「外圧」はこれからどうなるのでしょうか。

大木：たしかに、改憲を推進している主犯がアメリカと内外の多国籍企業だとすれば、なぜ靖国派が改憲策動の先頭に立っているのか、ブッシュ政権や御手洗財界はなぜ靖国派を黙認したり、容認するような態度をとっているのか、ということが問題となります。

日本の軍事大国化に固執している靖国派は、それだけでも利用価値がありますが、今日の日本の政治状況のなかでは、支配層の反国民的な政策をもっとも忠実に実現していく政治潮流だと見なされていると思います。戦後民主主義の全面的な破壊という点でも、9条をふくむ全面的な憲法改正という点でも、靖国派は確信犯的に反国民的な政策を遂行できるからです。安倍政権がすすめるのは、国民に破壊的な痛みをあらさまに押しつける政策ですから、小泉政権の時のような人気取りを組織することですむ問

題ではない。どんなに内閣支持率が落ちても反国民的政策を推進していく「狂信性」が必要です。731部隊とも手を結んだアメリカ支配層が今度は靖国派を自分の権益確保のために利用しても、それほど不思議ではないでしょう。

日本を含むアジア諸国の協力関係がアメリカ抜きで進むことを恐れているアメリカにとっては、中国など近隣諸国を敵視する靖国派というトゲが日本に残っていることは、アジアにおけるアメリカのプレゼンスを維持していくうえで活用できる要因です。もちろん、靖国派があまりあからさまに強くなりすぎると矛盾が増大して困りますが。

安倍首相の海外訪問にはいつも何百人もの財界メンバーが同行しているのを見てわかるように、安倍政権は小泉政権以上に財界附属政権の性格を強めています。内閣の実権はにぎっているので、表面で靖国派が踊っていてもかまわない、むしろ靖国派が注目を集めることで改憲攻撃の主犯の正体を隠せるという利点さえある、と考えているのではないのでしょうか。

とはいえ、靖国派は今日の日本社会のなかに現実的な支持基盤がほとんどありません。重要な政策転換をこうした政治潮流に依存してすすめなければならないところに、内外支配層の根本的な弱点が示されていると思います。

それから、アメリカからの「外圧」ですが、アメリカの政治が民主党主導になっても、投機的軍事大国的なアメリカ資本主義の体質はそう簡単に変わるものではないし、むしろ日本により大きな負担を押しつけて国内の矛盾を緩和しろという要求が、民主党政権下でかえって強まる危険があります。すでに次期政権をにらんだ民主党の「特使」が来日して政界や産業界との接触をはじめていますが、その動きをみても、日本への影響力を強めてアメリカの権益を拡大したいとの思いは、民主党も共和党に負けず強いと思う。靖国派が旗振りをすることについては、安倍内閣の退陣とともに調整されることになる

でしょうが、アメリカの対日改憲要求は簡単には取り下げられないのではないかと思います。

《労働戦線で改憲阻止を決める》

坂内さんの話をお聞きして、全労連運動19年間の運動の蓄積をふまえて、憲法改悪反対闘争へ取り組みがあらゆる分野ですます重要な局面を迎えていると痛感しました。たとえば、いま貧困に反対するたたかいで最低賃金の改善が重要な課題になっていますが、国際的な流れに逆行するような形で、生活保護基準を引下げ、それに連動させる形で最低賃金を低く抑えこみ、非正規の賃金は事実上その最賃額で規制してしまうという政策をすすめています。これはナショナルミニマム（国民の最低生活保障）の権利を剥奪し、賃金決定過程への労働者・労働組合の参画を排除する、一種の戦時経済体制への移行という意味合いをもっています。内容的には改憲の先取りです。

こうした国の政策が労働条件の切り下げによる貧困と格差の拡大に手を貸すという時代に、全労連が一貫して追求している、人間らしく働き生活するために働くルールを確立する運動というのが、非常に輝きを増しているし、その運動を憲法改悪反対闘争と結合してすすめることで、大きな運動発展の条件が作り出されてきているように思うのですが。

坂内：日本の労働戦線の再編は、これまではいつも右からの揺さぶりで動いてきたのが歴史でした。保守二大政党制の動きとともに、憲法改悪に向けた本格的な動きが強まっていることは、逆にいえば日本で初めて左からの労働戦線「統一」の動きが起こる可能性も否定できません。私は、憲法9条、25条の改悪が迫れば迫るほど、現実性を増してくるのではないかと考えていますし、期待しています。

戦後の労働組合運動が、いろんな紆余曲折があっても、憲法によって支えられ、憲法を武器に

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

前進してきた事実は、誰も否定することができません。その憲法をめぐる意見が割れ、組織的亀裂につながらないように、蓋をしているのが連合の現状です。しかし、いつまでも蓋をしているわけにはいきません。3年後の「改憲発議」が政治的日程にのぼってくれば、否が応でも組合員の前に態度をはっきりさせなければなりません。

連合の基本路線、あるいは結成いらいの政府や財界、民主党との関係からみても、連合全体が「憲法改憲反対」の立場を鮮明にして運動に参加することは、きわめて困難でしょう。さりとて、加盟組織や組合員との関係を無視して、9条をふくむ憲法改正に賛成でまとめきれるかといえば、それこそ組織の亀裂が生じかねません。憲法改正という、国民世論を二分する基本問題で、ナショナル・センターの存在と役割が問われるなかで、黙視することも許されない。連合や連合単産にとっても、重大な3年間になると思います。

憲法闘争で、全労連が果たさなければならない役割というのは、そういう時代背景をともなっているもので、まさに歴史的な役割だと思います。それだけに、憲法闘争で国民過半数の世論を結集する運動を築くことに成功し、改憲策動を断念に追い込むことができるなら、労働戦線においても国民運動においても、かつて経験したことのないものすごい変化をもたらすでしょう。

いま全労連に期待されている役割は、そういう歴史的な役割なんだということを、全労連のすべての組合が自覚できるかどうか。1989年11月21日に、労働戦線の再編にともなって全労連と連合が結成されてから、今年で18年を迎えます。大木先生がいわれた最低賃金闘争でも、連合が時間給要求を全労連と同じ1,000円にそろえるなど、新しい変化も生まれています。貧困と格差の進行のなかで、労働者の意識変化も大きな流れになっています。そういう時代認識をしつかりと捉えて、運動を進めたいと思います。

司会：多忙な中、長時間にわたる貴重な報告

と討論、ありがとうございました。

この座談会はこの夏の参議院選挙前の6月におこなわれました。そのため、参議院選挙後の情勢について編集部は補足インタビューをおこないました。以下は補足発言です。

《参議院選挙後の情勢をどう評価するか》

編集部：参議院選挙後の全体的評価についてどう考えられていますか。

《歴史的、構造的変化として捉える》

大木：自民党が改選議席を27も減らし、「常勝」公明党も現職を4人も落選させることとなった今回の参議院選挙結果は、安倍自公政権に対する国民の怒りがいかに大きく深いものであるかを示しました。それは、改憲反対のたたかいにも新たな展望をひらくことになったと思います。なにしろ、憲法改正を第1の争点に掲げてたたかった自民党が、歴史的な大敗北を喫したのですから。

注目されるのは、この自公の敗北が、「逆風」という言葉で表されるような国民の一時的な意識変化によって生じたものではない、と見られることです。第1に、戦後一貫して自民党の支持基盤であった一人区で、自民党は23敗6勝の惨敗を喫し、東北と四国からは自民党議員が消えるという壊滅的な打撃をうけましたが、その背後には農山村での革命的な意識変化が見られることです。多くの証言が明らかにしているように、自民党以外には投票したことのない農民たちが、初めて自分の頭で考え、もう自民党には入れたくないと決断したのです。この自民党支持層の野党支持への転換は非常に重いものだと言わねばなりません。

第2に、自民党を支えてきた建設、郵政、医師などの職域団体も、医師会長の落選に端的にしめられるように、集票機構としては今回ほとんど機能

しませんでした。そこでは組織の解体・空洞化がすすんでおり、今後とも自民党の有力な支持基盤として復活する可能性は小さいことです。

第3に、きわめて結束が固いといわれてきた公明党支持層にも、顕著な離反がみられるようになったことです。自民党支持票への「協力」という点でも独自候補の「常勝」という点でも、公明党の「無敗」神話が崩れたことの意味は非常に大きいと思います。

第4に、無党派層の自公離れが決定的にすすんだことです。選挙後も安倍政権に対する無党派層の不支持が上昇・高どまりし続けていることにも見るように、この傾向は今後も継続しそうです。

このように見てくると、今回の参議院選挙結果に示されたドラスティックな政治地図の変化は、決して一時的なものではなく、今後も進行する構造的な変化だといってよいと思います。今回の選挙で国民は、戦後保守政治を根底から問い直し、自公政治に代わる新しい政治を構築していく時代への扉を開いたのです。

こうした歴史的変化をもたらした要因に、共産党と労働運動の精力的な取り組みがあったことは、誰も否定できないことでしょう。国民が自公政権に「ノー」を突きつけるようになったのは、事実にもとづいて、さまざまな角度から自公政権の不当な政策と、そのもとで国民が直面している困難を繰り返し明らかにしてきたからであり、財界や政府の不正を糾弾する労働運動のねばり強い取り組みがあったからです。情勢を切り開いた主要な要因の一つに、全労連・春闘共闘をはじめとする労働組合運動の活動があったことに、私たちは確信をもつ必要があります。

とはいえ、この変革の内容と方向はまだ定まっていません。安倍自公政権とその政策に対する「ノー」ははっきりしているが、それに代わるべき政権や政策については、国民はなお明確な展望をもちえないでいます。第一党の民主党が、旧自民党保守派に主導される雑多な政治集団で

あり、その政策には、多くの矛盾や曖昧さとともに、憲法改正などの危険な内容もふくまれていることは、周知のとおりです。

また、民主党が二大政党制を標榜し推進していることから、今後自民党政治との協調体制がつくり出される危険も少なくありません。しかし同時に、国民の支持を得て自民党に圧勝した今日の民主党が、自公政治に対する国民の怒りを多かれ少なかれ反映した政策をとらざるをえなくなっていることも事実です。民主党を支持した多くの有権者たちは、民主党の従来の政策を支持したわけではなく、自公政治に対する自分たちの怒りを表現する場を民主党に求めているからです。労働運動は、今日の民主党のこうした二面的性格を考慮に入れつつ、国民の立場に立った政策を提起し、現実政治を動かす運動を展開するよう求められていると思います。参議院が長年の自民党専制支配から解放されたこと一つとっても、私たちが政治を変える新しい時代を迎えていることは明らかです。憲法を生活のなかに活かすことを軸に、国民の要求を大きく先進させていく運動への取り組みに期待したいと思います。

編集部：テロ特措法の延長がどうか、改憲手続法でできた衆・参両院それぞれの憲法審査会の設置、審議がどうなるかが、マスコミでも話題になっています。選挙での激変と、これをとらえて、改憲反対の運動を強化するというお話と、この2つの問題はどう関連しますか。

《参院選結果のインパクト》

坂本：選挙で大勝した民主党の姿勢が問われる2つの試金石といってよいでしょう。第1の試金石はテロ特措法の延長の問題、これを延長させるのか、それとも延長させないで、自衛隊(海上自衛隊)をインド洋から引き返させるのかという問題だと思います。衆議院で自公が通し

座談会：今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

でも、民主党が参議院で仮にノーと言えば共産党と社民党は当然、断固延長反対ですから、延長法案は否決になります。そのときに自・公が衆議院に持ち帰って3分の2の賛成で成立させると言うことは制度上はあり得ます。しかし、それは政治的には「暴に暴を重ねる」と言うことで、自・公両党はさらに国民を敵に回すことになる。今度の選挙で示された国民の意思を土足で踏みつけるというものですから、簡単にできるとは思いません。もちろん、すでに話したように、民主党には大きな弱点があります。しかも、アメリカは駐日大使らが先頭に立って、民主党が延長に賛成するように内政干渉の圧力をかけており、一部マスコミも、批判的な報道・解説を始めています。事態は予断を許さないものがあります。だから、私たちは民主党まかせにしておくわけにはいきません。国会の中だけの動きに任せておいてはいけない。「2大政党」のかけ引きに任せておいたらどう動くか判らない。私たち国民が主役になって決めたいし、決めるべきだ。この機会にテロ特措法の延長を絶対に許さない、自衛隊を日本に返せという世論を盛り上げる運動、それも国民の目に見える幅の広い運動を展開するということが主権者たる国民の側に問われていると思います。

こうして、もしそれが実現すれば、戦後初めて国民の選挙による結果と国民的な運動によって、アメリカがなんとしてもやらせたい戦争協力活動をやめさせて、平和の方向に事態を持ってくると言う大きな成果を上げることが出来る。私たちは自民党を大敗させたということだけではなくて、私達がこの国の路線を左右することが出来るんだという歴史的経験を積むことになります。こんな面白い情勢というのは、正直のところ予想していませんでした。今そういう事態を前にしてわくわくしています。

あれこれの可能性を論議しているのではなく、行動するなかで答えが刻々に見いだされる時代なのではないでしょうか。一番良くないのは、

あれこれと論評して何もしないということと
思っているのです。

もう一つの試金石は、改憲手続法の重要な狙いの一つである憲法審査会の設置及び審査に対してどういう態度をとるかです。両院に憲法審査会を設け、実際上は改憲草案の骨子をどんどん審議していくというのが自民党の構想でした。今の時点で民主党は憲法審査会をもうけること自体に反対しています。

憲法審査会の設置と審議の開始は、両院でそれぞれ設置基準と審議の手順を国会できめなければなりません。ですから、もし参議院で、民主党や共産党、社民党が協力して作らせないとすれば作れない。作れなければ、国民投票までの間に改憲案の大綱や骨子の審議をすすめて、下ごしらえをして既成事実を作っていくという改憲手続法の当初のねらいがスタートの時点で躓いてしまう。さらに、仮になんとか設置しても、下ごしらえ的な審議は、その他の問題（論点）でも、自、公の思いどおりにはいかない、私たちがそうはさせない。たとえば、共産党と社民党、そして一部は民主党の追及で、ポロポロになってしまった法案をなんとか制定させるために18項目の附帯決議をつけ、「そんなことはしない」という弁解答弁があい次ぎました。審議をするとすれば、こうした決議や答弁を具体的にどうするのかということが当然に問題になります。たとえば、公務員や教員達の行動規制について、それらの人々の自由を侵害しないように、いろいろ工夫するという趣旨の付帯決議と答弁があります。公務員や教育者の国民投票運動の参加規制には、民主党も共産党も社民党も反対しましたね。反対したのですから、自民党側が縛る方向で強化しようと企んだら、それはできない。通すときは、口先だったとしても、今度は、規制の弊害を実際に阻止するものにする可能性が出てきたのです。同じように、様々の立法が自・公と財界らの思い通りにいかなくなってくる、その現実の条件が生まれた。労働

法制でのホワイトカラー・エグゼンプション、解雇の金銭的解決とか財界とアメリカの財界が一貫して要求し、安倍内閣がやりたがっていたことは私たちが手をゆるめなければ阻止できるということです。参議院の議席がこれだけ大きく動いたと言うことはかつてない闘争条件が生まれました。これをつかみとることが大事だとつくよく思っています。先程、大木さんが言われた民主党の二面性をしっかり見すえながら新たな条件をつかんで、攻勢的にたたかう。繰り返しますが、議会の駆け引きと議席差だけを考えないこと、私たちがやるのです。長い間なかった条件の中で生きているのです。楽しくたたかえるというものでしょう。

編集部：自・公の大敗は改憲発議そのものの可否とはどう関係してくるのでしょうか。

《行くえを決めるのは国民のたたかい》

坂本：テロ特措法、さらにはイラク特措法の延長法案の阻止というのは、重要ですが、いうならば個別課題です。改憲発議がどうなるかという、よりはるかに大きな問題は、さらに複雑で、様々に変動するでしょう。一介の弁護士にすぎない私にとって、あれこれ予想できることではありません。私だけではなく、誰にとっても、今回の選挙の結果だけで、今すぐ予測することはできないし、予測すべきでもない私は考えます。そのことを前提としてですが、少なくとも次のことは言えるように思っています。

第1に、米日支配層の改憲策動は、今回の一事ではけっして止まらない。彼らは執念を持って、新たな事態に応じた策動を強化してくる。第二次安倍内閣を改憲積極派で固めて突破を図っているかも知れない。あるいは「二大政党制」を美化、支持して、民主党に同党のよりのみやすい改憲案を提示するなどして、改憲大連合をつくり、改憲の実現を図ってくるかも知れません。しかも、この間、明文改憲抜きの解釈

改憲、立法改憲、さらには事実上の改憲をスピードアップし、拡大し、既成事実をつくるという動きには、かえって拍車がかかるかも知れない。そうしたことを直視し、絶対に手をゆるめないでたたかう。

第2に、そうした策動を改憲勢力がつよめても、自・公を大敗させた国民の意思、その根底にある多様な要求のつよまりはかつてない規模で進む。こうした多様な要求のなかで改憲反対、憲法を生かせという要求と、その運動はますますつよまり、広がる条件をもっている。参議院選挙の結果は、そのことを各党に知らしめたとし、国民の確信をつよめた。この確信を話しあってみんなのものしていく。

第3に、結局、憲法をめぐる“せめぎ合い”は、これからが“正念場”であり、その行方をきめるのは私たち国民のたたかいにかかっているということをつかんで共同を広げ、打って出た道を切り開く。

みんなの知恵を集め、力を合わせれば勝利できる——私はそう考えています。

編集部：参議院選挙の結果、労働戦線での運動をどのように展開されるのでしょうか。

《労働戦線でこうたたかう》

坂内：今回の参院選は、消えた年金や政治とカネの問題、閣僚のあいつぐ暴言などが追い風となって、民主党が参議院第1党の座を占めました。自民党は改選64議席から37議席に惨敗し、与党の公明党も12議席から9議席に大きく後退しました。憲法改悪に反対する日本共産党と社民党も、現有議席を下回りました。安倍内閣への不信任が、全労連と協力共同してたたかっている日本共産党の議席増に結びつかなかったことは残念ですが、参院選の結果は「国民世論が政治を動かす」新しい局面をつくりだしました。

安倍首相は、「私の新しい国づくりは始まった

座談会:今日の憲法状況と労働者・国民の闘争課題

ばかりだ。首相として、国民に対する責任を果たしたい」「私の基本路線には、国民の理解をいただいている」などとして、政権の座に居座ることを宣言しています。しかし、安倍政権を不信任して投票した国民はもちろん、与党の自民党や公明党に投票した人からも「安倍首相は、空気の読めない政治家だ」、と批判がまきおこっています。

通常国会での改憲手続法の強行成立を受けて、「私の内閣において憲法を改正する」ことを公約のトップにかかげ、その結果歴史的な大敗を喫したのですから、「基本路線に理解をいただいている」どころか、戦後レジームからの脱却を唱え、言葉だけの「美しい国」をふりまきながら、この国に貧困と格差を蔓延させ、戦前復古の反動国家への道を暴走してきた安倍政治の基本路線そのものが、国民によって不信任されたのです。

6月の座談会で、私は改憲手続法の成立という事態のなかで、「憲法闘争が新たな段階に入った」と述べました。改憲手続法には反対した民主党も、憲法改正そのものには賛成であり、参院選の結果には注目するものの、改憲勢力がいつでも国会で発議できるスイッチを握っている状況に変わりありません。議席のうえでは、その状況は変わりません。むしろ共産党や社民党の議席が減ったことで、国会状況はいっそう危険になったといえます。そういう意味で、国会の力関係の変化だけを視野に入れた運動論では、憲法闘争の展望がひらけません。

しかし、東京大学と朝日新聞の共同調査によれば、今回の参院選の当選者のうち、憲法改正に賛成なのは48%と過半数を割り、非改選を合わせた全体でも憲法改正賛成の参議院議員は53%にとどまった。9条改正については当選者の26%しか賛成せず、反対が54%にのぼりました。ここにこそ、国民世論の力があります。たとえ、憲法改正に賛成する所属政党議員が3分の2をこえたとしても、選挙に示された国民の意思は

政治を動かすということが、この調査にあらわれています。

民主党は、秋の臨時国会では11月1日に期限が切れる「テロ特措法」に反対をつらぬくと表明しています。また最低賃金法でも、障害者自立支援法でも、災害被災者生活再建支援法でも、民主法案を参議院先議で成立させるとしています。これまでの国会状況とは異なり、政府が進めようとする構造改革に対して、構造改革で壊されてきた労働者・国民のセーフティネットを再構築しようという法案が、国会で成立する可能性をもつという新しい客観状況が生まれています。

民主党が参議院第1党になったといっても、共産党などとの共同がなければ過半数とならないわけですから、消費税増税の問題でも労働法制改悪の問題でも、財界の要求だけで国会が動くという状況ではなくなりました。安倍首相が唱える戦後レジームからの脱却、戦前復古主義の「美しい国づくり」に国民が明確な判断を下したもとで、たとえ大勝した民主党が、政党の方針として憲法改正に賛成だとしても、現行改憲手続法のもとの「改憲発議」にブレーキがかけられた。ましてや、「私の内閣で改憲を達成する」という安倍首相のたくらみには、危険信号が灯ったというのが、新しい状況だと思います。

もちろん、国会の力関係や個別議員の態度に一喜一憂することは危険です。われわれ自身の運動をいっそう強めて、国民過半数の世論を結集していく。とりわけ、労働戦線において憲法改悪反対の圧倒的な世論をつくりあげ、労働組合の壮大な共同を展望して、現状を一步一步変えていく運動が、以前にも増して重要であることはいうまでもありません。そのために、全労連が果たさなければならない役割は重要です。改憲阻止の先を開ける「希望ある未来」を見ずえ、全国で奮闘したいと決意しています。